

(仮称) 横須賀火力発電所新1・2号機建設計画に係る準備書及び
条例準備書公聴会

公述申出要領

神奈川県では、神奈川県環境影響評価条例第47条第1項及び第48条第1項の規定により、(仮称)横須賀火力発電所新1・2号機建設計画に係る環境影響評価準備書及び条例環境影響評価準備書について、関係地域の住民等の方を対象として公聴会を開催します。

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所
平成30年6月2日(土) 午前10時開会	横須賀市久里浜行政センター 所在地：横須賀市久里浜6-14-2

※会場は駐車場が狭いため、来館には公共交通機関などをご利用ください。

2 準備書・条例準備書公聴会の目的と公述

準備書公聴会は、環境影響評価法第20条第1項及び電気事業法第46条の13の規定により、この事業に係る環境影響評価準備書について知事が経済産業大臣に対し意見を述べるに当たり、関係地域内の住民等の方から、この環境影響評価準備書についての環境保全上の見地からのご意見をお聴きすることを目的として開催するものです。

知事は、経済産業大臣に意見を述べるに当たり、公聴会で述べられた意見について、環境保全上の見地から十分考慮します。

また、条例準備書公聴会は、神奈川県環境影響評価条例第49条第1項の規定により、条例準備書環境影響評価審査書の作成に当たり、関係地域内の住民等の方から環境保全上の見地からのご意見をお聴きすることを目的として開催するものです。

(1) 公述の申出

公聴会で、この事業に係る環境影響評価準備書及び条例環境影響評価準備書について、環境保全上の見地からの意見を述べようとする方は、公述の申出をしていただく必要があります。

この公述の申出は、公聴会で意見を述べようとする本人が、述べようとする意見及びその理由等を記載した「公述申出書」を提出することにより行ってください。

申出に当たっては、次の「3 公述の申出に関する事項」を参照してください。

(2) 公述方法

公聴会では、原則として公述の申出をされた本人に、「公述申出書」に記載された内容を述べていただきます。

環境影響評価準備書及び条例環境影響評価準備書の範囲を超えた意見を述べたり、環境保全上の見地からの意見の範囲を超えた発言はできません。

なお、公聴会における発言内容は、行政資料として公開される場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

3 公述の申出に関する事項

(1) 公述人となることができる方は、次のとおりです。

ア 関係地域内に住所を有する方又は勤務する方

イ 関係地域内で農業、林業、漁業等に従事する方

ウ 関係地域内に事務所若しくは事業場を有する事業者又は法人その他の団体（法人その他の団体については、定款その他の規約により代表者が定められているものに限ります。）

※ ここでいう「関係地域」は、横須賀市久里浜台、長瀬、久比里、若宮台、舟倉、内川、内川新田、佐原、岩戸、久村、久里浜、神明町、ハイランド、野比、栗田、光の丘、長沢、グリーンハイツ、津久井、吉井、浦賀、浦上台、二葉、小原台、鴨居、東浦賀、浦賀丘、西浦賀、光風台、南浦賀 です。

(2) 公述申出書の提出方法

ア 公述申出書の記載事項

公述申出書には、次の事項を記載してください。窓口で配布している用紙（「公述申出書」）を使用するほか、必要な事項をみれなく記載すれば、任意の用紙でもかまいません。

①氏名（法人その他の団体の場合は、名称及び代表者の氏名）

②住所（法人その他の団体の場合は、事務所の所在地）

③関係地域内に勤務している方は、勤務する場所、関係地域内で農業、林業、漁業等に従事している方は、その従事する場所

④対象事業の名称

「（仮称）横須賀火力発電所新1・2号機建設計画」と記載してください。

⑤公聴会において述べようとする環境保全上の見地からの意見及びその理由

環境影響評価準備書及び条例環境影響評価準備書についての環境保全上の見地からの意見とその理由を項目ごとに整理して具体的に記載してください。

環境影響評価準備書及び条例環境影響評価準備書に記載されている主な項目等は次のとおりですので、意見をまとめる際に参考にご覧ください。

（環境影響評価準備書の主な記載項目等）

1 対象事業の目的及び内容

2 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

4 環境影響評価の結果

① 大気環境（大気質、騒音、振動、低周波音）

② 水環境（水質、流向及び流速）

③ その他の環境（土壌）

④ 動物（海域に生息する動物）

⑤ 植物（海域に生育する植物）

⑥ 生態系（上位性注目種：ハヤブサ）

⑦ 景観（主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観）

⑧ 人と自然との触れ合いの活動の場（主要な人と自然との触れ合いの活動の場）

⑨ 廃棄物等（産業廃棄物、残土）

⑩ 温室効果ガス等（二酸化炭素）

5 環境保全のための措置

(条例環境影響評価準備書の主な記載項目等)

- 1 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況
- 2 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の環境の特性に基づき配慮しようとする内容
 - ① 安全への配慮
 - ② 周辺交通環境への配慮
- 3 対象事業に係る評価項目及び調査等の手法
- 4 環境影響評価の結果
 - ① 電波障害
 - ② 安全（危険物等、交通）
 - ③ 環境保全のための措置
- 5 配慮事項の選定及び環境保全上の見地から講じようとする措置
 - ① 配慮事項の選定
 - ② 環境保全上の見地から講じようとする措置
 - ・ 光害の抑制措置
 - ・ 地震等の自然災害による二次災害の防止措置
 - ・ ヒートアイランド現象の緩和に寄与する措置

なお、公述申出書用紙に記載しきれない場合は、継続用紙を使用してください。

※ 公述時間は1人10分を予定しています。

○公聴会で意見を述べるに当たって必要とする資料等

意見を述べる際にホワイトボード等に掲示する資料（模造紙等に記載したものや写真など）又はパワーポイント等の電子データを利用する場合は、該当するものに丸印をつけてください。

○電話番号

公聴会について連絡する時に使用しますので、必ず御記入くださるようお願いいたします。

イ 公述申出期限（公述申出書提出期限）

平成30年5月21日（月）（必着）

（郵送する場合は、申出期限までに必着するようあらかじめ郵送に要する日数を見込んでお送りください。）

ウ 公述申出書の提出先

〒231-8588 横浜市中区日本大通1
神奈川県環境農政局環境部環境計画課

(3) 公述人の選定

公述人は、公述申出書を提出した方の中からあらかじめ選定します。できるだけ多くの方が意見を述べるができるよう公述は1人1回に限りです。また、公述申出人数多数の場合は抽選になります。

選定の結果は、公述申出書を提出された本人に通知します。また、公述人として選定された方には、その際に公述時間や公述の順番を併せてお知らせします。

なお、公述の順番の変更はお受けできませんので、あらかじめ御了承ください。

4 その他

公述申出人がいない場合は、公聴会を中止します。中止の際は、県公報に公告を掲載するとともに、県ホームページ「かながわの環境アセスメント」でお知らせします。

(URL <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f247/>)

5 問合せ先

公聴会について御不明の点は、下記にお問い合わせください。

神奈川県環境農政局環境部環境計画課 環境影響審査グループ

電 話 045 (210) 4070 (直通)

公 述 申 出 書

平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

申出人 郵便番号

住 所

ふりがな
氏 名

〔 法人等にあつては名称
及び代表者の氏名 〕

電話番号

次の公聴会に出席して意見を述べたいので、神奈川県環境影響評価条例施行規則第20条第1項の規定により申し出ます。

対象事業の名称：（仮称）横須賀火力発電所新1・2号機建設計画

公聴会の期日及び場所

期 日	場 所
平成30年6月2日（土）午前10時	横須賀市久里浜行政センター 所在地：横須賀市久里浜6-14-2

1 公述人となることができる理由（公述申出資格）
（該当する記号のどれか一つに○をつけ、必要事項を記載してください。）

ア 関係地域内に住所を有している。

イ 関係地域内に勤務している。

〔 勤務先の名称及び所在地 〕

ウ 関係地域内で農業、林業、漁業等に従事している。

〔 従事する業務及び場所 〕

エ 関係地域内に事務所若しくは事業場を有する事業者又は法人その他の団体である。
（法人その他の団体にあつては、定款その他の規約により代表者が定められているものに限ります。）

〔 関係地域内の事務所又は事業場の名称及び所在地 〕

※ここでいう「関係地域」は、横須賀市久里浜台、長瀬、久比里、若宮台、舟倉、内川、内川新田、佐原、岩戸、久村、久里浜、神明町、ハイランド、野比、粟田、光の丘、長沢、グリーンハイツ、津久井、吉井、浦賀、浦上台、二葉、小原台、鴨居、東浦賀、浦賀丘、西浦賀、光風台、南浦賀 です。

- 2 公聴会において述べようとする環境影響評価準備書及び条例環境影響評価準備書についての環境保全上の見地からの意見及びその理由
別紙のとおり（記載しきれない場合は、継続用紙を使用してください。）
- 3 公聴会当日、環境保全上の見地からの意見を述べる際に使用する資料等
（未定の場合は、空欄でも構いません）

使用するものに○をつけてください。	資料等の種類
	ホワイトボード等に掲示する資料（模造紙等に記載されたものや写真など）
	パワーポイント等の電子データ
	<p>その他 具体的に記載してください。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 100px; margin: 10px 0;"></div>

- 1 提出先 〒231-8588 横浜市中区日本大通1
神奈川県環境農政局環境部環境計画課
- 2 提出期限 平成30年5月21日（月）必着
（郵送される場合は、期限までに到着するよう、あらかじめ郵送に要する日数を見込んでお送りください。）
- 3 お 願 い 電話番号は、公聴会について連絡するときに使用しますので、御記入くださるよう、お願いします。

住所

(ふりがな)

氏名

(法人等にあつては名称及び代表者の氏名)

対象事業の名称：(仮称)横須賀火力発電所新1・2号機建設計画

【公聴会において述べようとする環境保全上の見地からの意見及びその理由】

(継続用紙)

No. /

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人等にあつては名称及び代表者の氏名)

対象事業の名称：（仮称）横須賀火力発電所新1・2号機建設計画

【公聴会において述べようとする環境保全上の見地からの意見及びその理由】